

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	熊毛・地域政策課
処分の名称	使用許可の取消し
処分権者	市長
根拠規定	周南市高水ふれあいセンター条例第8条
基準規定	周南市高水ふれあいセンター条例第8条
処分基準	<p>周南市高水ふれあいセンター条例第8条 （許可の取消し）</p> <p>第8条 市長は、使用許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。</p> <p>(2) 不正な行為により使用許可を受けたとき。</p> <p>(3) 市長の指示に従わないとき。</p>
不利益処分をしようとする場合の 手続	聴聞
備考	

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	熊毛・地域政策課
処分の名称	使用料の徴収
処分権者	市長
根拠規定	周南市高水ふれあいセンター条例第9条
基準規定	周南市高水ふれあいセンター条例第9条;別表第1～第2
処分基準	上記の条例の規定において、判断基準がほぼ言い尽くされている。
不利益処分をしようとする場合の 手続	
備考	周南市行政手続条例第13条第2項第4号

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	熊毛・地域政策課
処分の名称	使用許可の取消し
処分権者	市長
根拠規定	周南市ゆめプラザ熊毛条例第7条
基準規定	周南市ゆめプラザ熊毛条例第7条
処分基準	<p>周南市ゆめプラザ熊毛条例第7条 （使用許可の取消し等）</p> <p>第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その許可を取り消し、若しくは使用を一時停止し、又は使用条件を変更することができる。この場合において、ゆめプラザの使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が損害を受けることがあっても、市はその責めを負わない。</p> <p>（1） 使用者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。 （2） 使用者が許可の条件に違反したとき。 （3） 前条各号のいずれかに該当することとなったとき。 （4） その他ゆめプラザの管理運営上特に必要があると認めるとき。</p>
不利益処分をしようとする場合の 手続	聴聞
備考	

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	熊毛・地域政策課
処分の名称	使用料の徴収
処分権者	市長
根拠規定	周南市ゆめプラザ熊毛条例第8条
基準規定	周南市ゆめプラザ熊毛条例第8条;別表第1～第2
処分基準	上記の条例の規定において、判断基準がほぼ言い尽くされている。
不利益処分をしようとする場合の 手続	
備考	周南市行政手続条例第13条第2項第4号